
高齢者の終活、独居、住宅確保及び権利擁護
に関する提言書

令和8年3月

高齢者対策特別委員会

はじめに

日本は世界に類を見ない速さで高齢化が進行し、65歳以上の人口が全人口の30%に迫っており、2040年には35%に達すると予測されています。特に都市部では独居高齢者世帯が急増し、本区でも同様の傾向にあります。この人口構造の急激な変化は、高齢者一人ひとりの生活の質と尊厳の保持にも影響を及ぼしています。

高齢期の生活環境は複雑化・多様化しており、終活に関する不安、独居による緊急時対応の困難さや社会的孤立、住宅確保の難しさ、判断能力の低下に伴い権利が侵害されるリスクなど、多岐にわたる課題が顕在化しています。特に核家族化や地域コミュニティの変容により、従来の支援の枠組みでは対応しきれない状況が生じています。

本区では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって生活することができる環境整備に取り組んでいますが、社会情勢の急速な変化に対応するには、より包括的かつ先進的な政策の展開が求められます。

本委員会では、全ての世代にとって持続可能な社会の構築を目指し、高齢者の終活、独居、住宅確保及び権利擁護の四つの課題を柱に、先進自治体への行政調査、区民等との意見交換、研修会を実施し、積極的な調査・検討を重ね、「高齢者の終活、独居、住宅確保及び権利擁護に関する提言書」を取りまとめました。

区長においては、本提言を真摯に受け止め、高齢者が主体的に今後の人生を見据えた準備を行い、地域社会で互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けた仕組みづくりについて、調査し検討されることを切に望みます。

令和8年3月19日

高齢者対策特別委員会

第 1 部 終活について

1 終末期等の意思確認について

急病や事故で意思表示が困難になった場合又は死亡時に、緊急連絡先や医療・介護に関する本人の意向、死後の対応に関する希望等が関係機関に適切に伝わる持続可能な仕組みの構築について、専門家の助言の下、検討する必要がある。

提言1 終活情報登録制度の創設について

- (1) 緊急連絡先、医療・介護の意向及び死後の希望等を登録できる終活情報登録制度を創設すること。
- (2) 所得、年齢等にかかわらず利用できる制度とし、登録情報は本人が自由に選択できるものとする。
- (3) 登録情報を最新の状態に保つための定期的な更新を促す仕組みを整備すること。

提言2 関連機関との連携体制の構築について

- (1) 個人情報保護に配慮した終活情報登録制度の情報管理の仕組みを構築すること。

2 死後事務等の支援について

死後事務における現行制度の見直しや葬儀等の生前契約支援等の新たなサービスの実施など、親族がいない、又は親族と疎遠な状況にある高齢者が抱える死後の手続等に関する不安解消の対策について検討する必要がある。

提言1 死後事務相談・支援体制の整備について

- (1) 葬儀や墓地埋葬等の死後事務について生前に相談できる体制を強化すること。
- (2) 関連事業者と連携し、身寄りのない低所得高齢者等が葬儀事業者等との契約を生前に締結できるよう支援すること。
- (3) 墨田区社会福祉協議会のすみだあんしんサービス事業について、課題を整理し、必要な人が使いやすい事業となるよう協議すること。

3 情報発信及び普及啓発について

終活への社会的関心が高まっている現状を踏まえ、具体的な手続や相談窓口等に関する情報発信及び効果的な普及啓発など、高齢者が実際に行動に移せるような体制の構築について検討する必要がある。

提言 1 情報発信及び普及啓発の強化について

- (1) 高齢者支援総合センターを中心に関連機関と連携し、高齢者が必要な制度を利用できるよう、基礎知識及び具体的な手続を整理・集約し、情報発信及び普及啓発を強化すること。
- (2) 専門家等と連携したイベント及び講座等を定期的を開催し、死後事務やACP等の最新の情報を実際に終活に取り組みながら学べる機会を創出すること。

※用語解説

ACP	アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning) の略称。今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス。
-----	--

第2部 独居について

1 見守りについて

地域・民間・行政が連携した効果的な見守り体制の確立、従来の人的支援の強化、ICT技術を活用した新たな見守りシステムの導入等、独居高齢者の安否確認や緊急時対応の遅延防止対策について検討する必要がある。

提言1 地域連携による重層的な見守り体制の強化について

- (1) 見守り体制の中核を担う高齢者みまもり相談室の体制を強化すること。
- (2) すみだ高齢者見守りネットワーク事業の協定締結団体及び協力機関との連携を強化し、高齢者に関して気付いたことを連絡・報告し、定期的に確認する仕組みを構築すること。
- (3) 区民等が高齢者に関して気付いたことを連絡・報告できる体制の周知を強化すること。
- (4) 民生委員及び見守り協力員等による持続可能な見守り体制を構築するため、支援を拡充し、活動負担の軽減を図ること。

提言2 ICTを活用した見守りシステムの導入について

- (1) ICT機器を活用し、プライバシーに配慮した非接触型の見守りシステムを導入し、その助成制度を創設すること。

2 社会的孤立について

近隣関係の希薄化を踏まえ、多様な社会参加の機会の創出と個々の特性や状況に応じた支援の充実について検討する必要がある。また、「迷惑を掛けたくない」といった心理的抵抗感を軽減し、早期の支援の利用を促進して問題の深刻化を防ぐための対策について検討する必要がある。

提言1 孤立防止と社会参加の促進について

- (1) 就労及びボランティア活動等の高齢者が活躍できる機会を拡充すること。
- (2) 高齢者が気軽に集まり交流できる機会（オンライン型を含む。）を拡充すること。
- (3) 自治会及び管理組合等と連携し、マンション等の集合住宅において、居場所づくり、見守りができるよう対策を検討すること。
- (4) 老人クラブへの助成制度を活動内容及び規模に応じた柔軟な制度へと見直し、高齢者の多様な社会参加の促進を支援すること。

提言2 アウトリーチ型支援と移動・外出支援の充実について

- (1) 高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室等を中心としたアウトリーチ型支援体制の強化により、心理的抵抗感を持つ高齢者を早期に支援すること。
- (2) グリーンスローモビリティ等を活用した移動手段の確保に向けた支援策を検討すること。
- (3) 公園への健康器具の設置及びトイレの洋式化等、様々な世代が交流しやすい公共空間を整備するとともに、公共施設のバリアフリー情報等の周知を強化すること。

第3部 住宅確保について

1 安定した住宅確保について

高齢を理由とした入居拒否や制限が依然として多く存在し、特に単身・低所得高齢者の住宅確保が困難である状況を踏まえ、実効性のある多角的な住宅確保支援策について検討する必要がある。

提言1 民間賃貸住宅への入居支援の強化について

- (1) 民間賃貸住宅に入居する高齢者の継続的な見守り及び死亡後の住宅の原状回復並びに家財整理に対する助成制度を拡充すること。
- (2) 民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者の身元保証等の支援を充実させること。
- (3) 専門家等の関連団体と意見交換を行う等、見守りや死後事務についての連携を強化すること。

提言2 選択肢の拡充について

- (1) 必要に応じて、公的住宅等の拡充を検討すること。
- (2) 独居高齢者の住宅確保の一助として、都市型軽費老人ホームの整備及び事業者の応募促進のための支援に努めること。
- (3) 空き家等の活用による高齢者向けシェアハウス等、多様な住まいの選択を可能にする新たな住宅に関する制度を検討すること。

2 情報発信について

高齢者向けの住宅関連制度やサービスは多岐にわたり情報が分散しているため、高齢者が適切な住まいの選択ができるよう、多様な形での情報アクセスの向上策について検討する必要がある。

提言1 情報アクセスの向上について

- (1) 住宅及び介護等に関する情報を一元化したガイドブック（デジタル版を含む。）を作成し、周知すること。
- (2) 高齢者支援総合センター等で、高齢者の住まいに関する相談を受けること。

提言2 住宅関連事業者等への情報提供の強化について

- (1) 住宅関連事業者等への助成制度の周知を強化すること。

第 4 部 権利擁護について

1 日常生活支援について

成年後見制度等について、必要な方が適切に利用できるよう、本人の意思を最大限尊重した制度運用、利用性の向上策等について検討する必要がある。加えて、判断能力の低下が顕著でない段階の高齢者等、既存制度の対象とならない支援が必要な高齢者への支援策について検討する必要がある。

提言1 成年後見制度の利用促進と改善について

- (1) 関係専門職等と連携した無料相談会の周知を強化すること。
- (2) 説明会の定期開催等により、区民等が制度への理解を深め、利用しやすい環境を整えること。
- (3) 市民後見人の活用を促進し、継続的な支援ができるよう、活動費の見直しの必要性を含め、課題を整理すること。

提言2 日常生活支援の拡充について

- (1) 既存制度の活用状況を検証するとともに、支援が必要な高齢者の日常生活上の課題に対応するための施策を講ずること。

2 消費者被害及び虐待について

高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法による被害が多発しているほか、高齢者への虐待の相談・通報件数も増加している現状を踏まえ、予防から事後対応までの一体的な取組について検討する必要がある。

提言1 消費者被害・虐待防止対策の強化について

- (1) 区民等が相談・通報できる体制の周知を強化すること。
- (2) 相談・通報内容を分析し、対策を強化すること。
- (3) 関係機関と連携し、リスク情報を早期に共有するフローを確立させ、迅速な介入から法的対応までを一体的に実施できる仕組みを構築すること。
- (4) 全国的に介護施設での虐待が増加している実態を踏まえ、介護施設が適正に運営されるよう、事業者及び従事する職員等の負担に配慮した上で、虐待防止に関する研修等を充実させること。